

I. 計画の趣旨

1. 計画策定の趣旨

「食」は、まさに私たちが生きる上での源であり、豊かな心や人間性を育んでいく基礎となるものです。

しかしながら、近年、ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、個人の好みに合わせた食生活を営むようになり、食の多様化が見られます。その結果、栄養の偏り、不規則な食事、肥満の増加や過度の痩身志向、生活習慣病の増加など私たちの食生活をめぐって多くの課題が生じています。

また、食に対する意識、食への感謝の念や理解が薄れ、毎日の「食」の大切さに対する意識が希薄になってきています。食を通じたコミュニケーションは食の楽しさを実感させ、人々に精神的な豊かさをもたらすと考えられることから、楽しく食卓を囲む機会を持つことは大切です。しかし、家族と暮らしているにも関わらず一人で食事をしているいわゆる「孤食」の人や、家庭内でも各自が好きなものを食べる「個食」が増加しています。

また、輸入食品の品質の問題や食品の偽造表示などにより、食品に対する不信感が強まり、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっています。

このように食生活を取り巻く環境や食に対する意識の変化、食の多様化に対して、町民一人ひとりが望ましい食生活ができるよう社会全体で長期的に食育に取り組んでいくことが必要です。

こうした現状の中、国による食育基本法が平成17年7月15日に施行され、平成18年3月に「食育基本計画」、平成23年3月、平成28年3月、令和3年3月にそれぞれ第2次から第4次までの食育推進基本計画が策定されました。

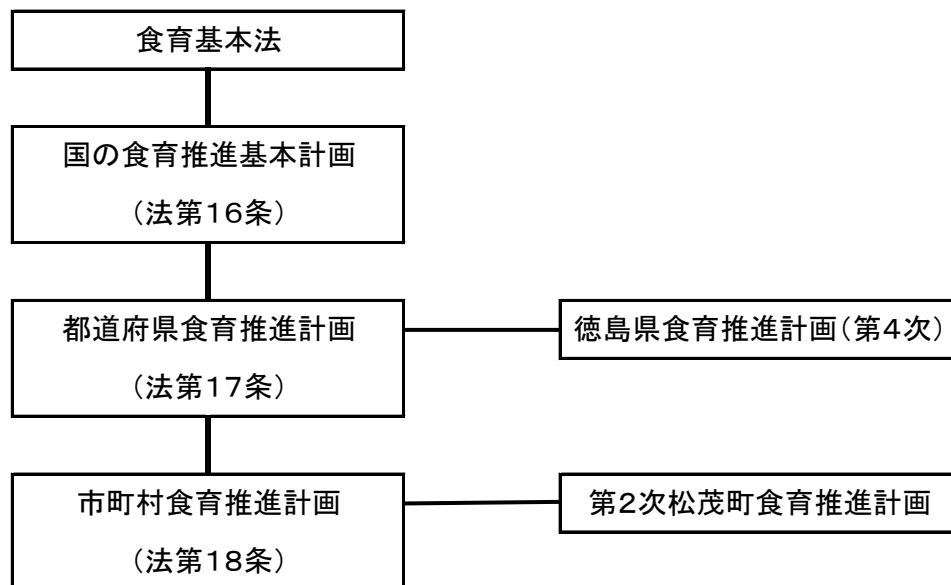
徳島県においては、平成19年1月「徳島県食育推進計画」が策定され、平成23年3月、平成28年3月、令和3年3月にそれぞれ第2次から第4次までの食育推進計画が策定されています。

松茂町においても、平成23年3月に「松茂町食育推進計画」策定し、食育の推進を計画的に、家庭、学校、地域等が連携し取り組んで参りました。

そして、これまでの食育の推進と成果を踏まえ、明らかになった課題に対応し、一層、食育を推進するため「第2次松茂町食育推進計画」を策定しました。

2. 計画の位置付け

この計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村推進計画として位置づけ、食育を具体的に推進するための計画として策定されました。



3. 計画の期間

この計画の期間は、令和3年から令和7年までの5年間とします。

Ⅱ. 食をめぐる現状と課題

松茂町は、農業ではさつまいも、レンコン、梨などを、漁業では海苔、ちりめんじゃこなどの生産が盛んに行われています。

町内及び近隣市町には、スーパーやコンビニエンスストア、飲食店などが多く、簡単に食品が手に入り、好きなものがすぐに食べられる状況で、非常に便利な反面、栄養の偏りや生活習慣病の増加などの様々な問題が生じています。

国の第4次食育基本計画では、健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育を巡る状況を踏まえ、重点事項として、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」を掲げ、食育の取り組みにおいてもSDGsの考え方を踏まえて推進することが必要になります。

Ⅲ. 松茂町における食育のこれまでの取組

1. 食の安全に関する食育の推進

近年、食品産業の発展による加工技術の発達、輸入食品の増大に伴う流通の国際化、インターネットの普及による流通の変化、消費者ニーズの多様化、健康志向、鮮度志向等食品をとりまく環境は日々変化を遂げています。そのような中で、生命と健康維持にもっともかかわりの深い食品の安全性の確保が強く求められています。

そのため、食中毒をはじめとする食品等による、健康被害を未然に防止し、食品衛生の確保、向上を図るため、衛生知識の普及啓発に努めています。

また、町民への普及啓発については、講習会の開催や松茂町ホームページ、広報誌等で普及活動に努めています。

食中毒防止に必要な知識や、農薬、食品添加物の使用に関する知識、健康食品の安全性に関する知識など、食の安全・安心に関する情報を科学的根拠に基づきわかりやすく提供し、正しい知識の普及啓発を推進しています。

2. 健康づくりに関する食育の推進

健康の維持増進と生活習慣病の予防のため、乳幼児から高齢者まで、それぞれに適応した栄養・食生活指導を行い、理解を深め、実践に結びつけられるよう次の事業を行っています。

- (1) 育児教室(離乳食講習)、妊婦教室(パパママ教室)
- (2) 育児相談
- (3) 乳児・1歳6ヶ月児・3歳児健康診査、フツ素塗布推進事業
- (4) 保健師による健康相談、健診結果説明会、訪問指導
- (5) 管理栄養士による個別栄養相談、健診結果説明会、訪問指導
- (6) 生活習慣病予防教室(調理実習含む)
- (7) 夏休み小学生健康教室(夏休み元気アップ教室)
- (8) 保健推進員健康教育

3. 地産地消、食農教育の推進

農産物直売所等において、町内で生産された農産物やそれら使用した加工品の販売につとめています。

米を主食とし、野菜や魚介類を中心とした日本型食生活は、栄養バランスに優れています。また、地域で採れた旬の食材は、栄養価も高く食品本来の味・おいしさを体験できることから、学校給食においても地場産物の活用をすすめています。

4. 学校・幼稚園等における食に関する指導

この食育推進計画を計画的に実践していくため、各小学校・中学校では、食育全体計画を作成して、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などの教育活動を通じて食に関する指導を行っています。また、食育担当者を対象にした研修会や、保護者への食育の話などを実施し、幼稚園および学校全体で食育を推進しています。

学校給食では、食育を推進するため、教材となるような献立を工夫するとともに、郷土料理を取り入れて、地場産物の活用も図っています。

IV. 目標

◇食育の定義



食育とは、

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

◇食育の目標

松茂町の豊かな自然の恵みを受け、生涯を通しての健康で豊かな生活の実現

- 健康で活動的な長寿を目指す
- 家族で楽しく食卓を囲もう
- 健康と食事の大切さを理解し、正しい食生活を身につける
- 地産地消で豊かな食生活
- 元気がもたらす医療費の低減
- 食材を大切にして食べ残しを減らそう



V. 松茂町における食育の推進方向

行政が先頭に立ち、地域住民や保育所、学校、生産者などがそれぞれの視点で地域に合った食育の取り組みを行います。行政はそれぞれが行う取り組みを連携してサポートします。

（行政の取り組み）

県との連携を図りつつ、家庭・教育・保健関係者、農漁業者、各種団体等と連携して地域の特性を生かし、総合的な視野から食育を推進していきます。

また、生涯にわたって健康で、心豊かな生活を営むために、地域、家庭、学校において様々な体験をとおして食の大切さを認識してもらい取り組みを進めます。

（家庭の取り組み）

家庭は健全な食生活を確立するための重要な役割を担っています。子どもと保護者で食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の確立に努めます。

家族と一緒に食卓を囲み、マナーや感謝の気持ちを学びながら楽しい食事を心がけます。

（保育所等の取り組み）

保育所等は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培ううえで、きわめて重要な役割を担います。この時期に食に対する喜びやマナーを学ぶため、保育計画に連動した食育の計画を推進します。

（学校の取り組み）

学校は、食、運動、生活リズムなどの望ましい生活習慣を身につけ、学習や活動を通じて食に関する知識や選択する力を養うため重要な役割を担っています。このため、学校において食に関する指導の充実を推進します。

また学校給食において、地場産物を活用し、郷土食や行事食を提供することで、食糧生産に携わる人々への感謝の気持ちや地域の文化に対する理解と関心を深めます。

（生産者の取り組み）

食品の生産、販売などを行う事業者は、その事業活動が食品の安全や安心の確保、町民の健全な食生活に大きな影響を与えることを踏まえ、食に関する情報を消費者に提供し、食育に関する普及啓発に努めます。

VI. 松茂町における食育の実践項目

1. 食に関心を持つ町民の割合を高めます。
2. 規則的に食事を摂る習慣の普及を図ります。
3. 食材料の地場産品使用の拡大を図ります。
4. 栄養バランス知識の普及を図ります。
5. 食に関する安全や健康情報の提供を進めます。
6. 食の生産に関する知識、情報の提供を進めます。
7. 地域における食文化、食習慣の普及に努めます。
8. 食事と食材に対する感謝と大切にすることを育てます。

VII. 松茂町における食育の実施施策

1. 食に関心を持つ町民の割合を高めます。
 - ◇ 健康に関する情報提供(広報誌、松茂町HP、学校等での給食だより等)の内容充実を図ります。
 - ◇ 各種社会教育事業での食育を学ぶ場の情報提供をします。
 - ◇ 健康相談、健康教育、家庭訪問などの保健サービスの充実を図ります。
 - ◇ 学校給食を通じて、子どもたちに正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるように食育に取り組みます。
2. 規則的に食事を摂る習慣の普及を図ります。
 - ◇ 乳幼児相談、教室において規則的な食習慣の啓発、指導を行います。
 - ◇ 学校だよりや給食だよりにおいて、子どもの保護者に対し、食事が心身の健全な発達や健康の保持と増進に大切な役割を担うことなど健康教育についての啓発を行います。
3. 食材料の地場産品使用の拡大を図ります。
 - ◇ 地元食材の安全・安心をPRし、地場産品の消費拡大を図ります。
 - ◇ 地産地消を推進することにより消費の拡大を図ります。
 - ◇ 郷土に対する関心を深め、郷土を愛する心を育てるために、生きた教材として地場産品は重要な役割を果たします。これらの使用の拡大を図ります。
 - ◇ 各種催事の中でPRの場を提供します。

- ◇ 「食育教室」や「七草がゆ体験」、「サマークッキングスクール」、「男の料理教室」、「高齢者の食育教室」等の世代や習慣に応じた各種料理教室を開催します。
 - ◇ 学校給食における地場産物の利用を、より多くするよう努めます。
 - ◇ 地場産の食材を提供する場やおいしく食べる場の提供の充実を図ります。
4. 栄養バランス知識の普及を図ります。
- ◇ 全ての住民に対して、食における栄養バランス知識を啓発、指導を行います。
 - ◇ 特定健康診査において、メタボリックシンドローム又は、その予備軍の人に対して食習慣の改善に向けた訪問指導を行います。
 - ◇ 学校等における食に関する指導を通じ、自ら栄養のバランスを考える力を養うための指導を行います。
5. 食に関する安全や健康情報の提供を進めます。
- ◇ 学校給食を通じて食材に関する安全性、食料の自給率などについての指導を進めます。
 - ◇ 食育について学べる講座を開設します。
6. 食の生産に関する知識、情報の提供を進めます。
- ◇ 総合的な学習の時間や中学校における職業体験など、農業体験を積極的に行うとともに、生産活動に愛着を持てるような食育教育の推進を図ります。
 - ◇ 小中学生を対象とした教育ファーム等、農業体験学習を学校教育の中で積極的に位置づけながら推進していきます。
 - ◇ 町民農園の貸出など、食に対する関心や愛着の持てる活動を推進します。
7. 地域における食文化、食習慣の普及に努めます。
- ◇ 地場産物を使用した料理や行事食の提供により食生活全般の指導を行います。
8. 食事と食材に対する感謝と大切に作る心を育てます。
- ◇ 「いただきます」「もったいない」の心の育成、SDGsを踏まえた食品ロスの削減、食品廃棄物の再利用の実践を推進します。

VIII. おわりに ～「まつしげ」って、こんな町～

《松茂町のすがた》

松茂町は徳島県の東部にあり、鳴門市、板野郡、徳島市の二市一郡に囲まれ町の東方は海に面しています。町域は東西5.5km、南北6.5kmで、総面積は14.34km²、町内を旧吉野川と今切川が流れ、肥沃な三角州が町の大部分を占めています。

その昔松茂町は、吉野川河口の三角州として形成された低地で、干拓によって新田開発がなされ、土地が造成されました。その際、堤を築き多くの松が植栽されました。その姿から「松茂村」と命名され、その後「松茂町」に発展しました。

農業や水産業は昔から盛んに行われているほか、工業団地に多くの企業が立地され活発です。また、町内には空の玄関としての徳島あわおどり空港や、陸の玄関として役目を果たす高速バスターミナルや徳島自動車道スマートICを擁し、徳島県の交通の要所として、人の往来も盛んです。

《松茂町の特産品》

○さつまいも

鳴門・松茂の特産品として全国的に知られる「なると金時」は、名が表すように外皮が鮮やかな紅色をしています。水分は少なく肉質は粉質で独特の甘さとまろやかな味は一級品です。特に松茂産の「なると金時」は、色・姿も良く「松茂美人」という名で全国に出荷されています。



○なし

徳島の夏の果実といえば、まず梨が挙げられます。松茂町で栽培される梨は「幸水梨」と「豊水梨」です。消費者に好まれる梨づくりを考えて大切に育まれた梨は、「阿波おど梨」というブランド名がつけられ、7月下旬から9月上旬頃に全国に出荷されています。



○レンコン

松茂の土壌は通気性が良く、それが色白の歯触りのよいレンコンを育みます。泥を洗い流したものは洗いレンコンとして、泥付きのものは土付きレンコンとして、9月上旬から4月下旬まで長い期間出荷されます。



○だいこん

松茂の大根は品質が良く、京阪神を中心に出荷されています。大根は料理の主役ではありませんが、汁物煮物に、生でよし煮てよしと、料理の名脇役として欠くことのできない存在です。



○ちりめん

長原漁港で水揚げされた片口鰯の稚魚は、いったん煮てから天日干しされちりめんじゃこになります。松茂のものは白く品質も良いことから「太白(たいはく)ちりめん」と呼ばれています。



○のり

海苔の養殖は長原で行われています。ここでは養殖に適していて、品質の良いアマノリがとれます。とれた海苔は全部オートメーションの衛生的な工場加工され、質の良い乾し海苔として出荷されています。



食育基本法

(平成十七年六月十七日)

(法律第六十三号)

食育基本法をここに公布する。

食育基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(平二七法六六・一部改正)

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品

関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二條 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四條 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五條 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六條 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正)

(組織)

第二十七條 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八條 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十九條 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(平二一法四九・平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二一年九月一日)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。